

第3回男女共同参画審議会

日 時：平成15年11月12日（水）

午後2時～

場 所：14A会議室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 報告事項

第2回審議会会議録（概要）について

(2) 審議事項

ア 新行動計画における目標値等について

イ 計画素案について

3 その他

4 閉会

資料1	第2回審議会会議録（概要）について
資料2 - 1	新行動計画における目標値等について
資料2 - 2	目標値と重点施策・事業 / 各分野での取組
資料2 - 3	計画素案
資料3	今後のスケジュール

行動計画における目標値等について

1. 目標値の考え方

計画の着実な推進に向け、進捗状況を客観的に把握するための目標値を設定する。

- (1) 課題解決に向けて推進する「施策の方向」ごとに、計画期間中の達成を目指す数値化した目標値を設定することで、市民・事業者等に取り組内容の理解を得ると共に、数値化した目標値の推移により課題解決の度合いを計る。
- (2) 重点事業・施策については、本市で取り組んでいる「事務事業評価」等を用いて事業の展開を定量的に把握・管理することにより、「施策の方向」に設けた「目標値」に対する事業の効果を計る。

2. 進捗管理の方法

(1) 年次報告書の作成・公表

重点事業の進捗状況は、毎年、事務事業評価を参考に定量的に把握し、目標値は、達成目標年度に達成度を把握して、男女共同参画推進委員会において点検・評価を行い、その結果を年次報告書として取りまとめる。

年次報告書は、毎年「男女共同参画審議会」に報告するとともに、市ホームページ等で公表し、意見を求める。

(2) 計画の見直し

審議会や市民等からの意見を踏まえ、男女共同参画推進委員会において、施策の見直しや、新たな取組の検討等を行い、効果的な計画の推進に努める。

3. 「各分野での取組」の設定

本計画は、市民・事業者・教育関係者と連携し男女共同参画を推進することを基本姿勢としているため、各主体の取組の目指すべき方向となる「各分野での取組」を示し、市民等との協働で男女共同参画の実現をめざす。

第5章 各分野での取組

各分野（家庭・職場・教育分野・地域）での取組について

本市では、条例において各分野での取組を定めています。（第3章 各分野での取組等）

男女共同参画社会は、市民や事業者等と市が一体となって推進しなければ実現しません。

この章では、各主体が、家庭・職場・教育分野・地域において主体的な取組をおこなうために、各分野での取組事例とそれに対する市の支援を示しています。

男女共同参画社会をめざす〈家庭〉での取組

市民や事業者のみなさんの
男女共同参画社会をめざした取組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 女だから，男だから，と決めつけてい
ないか考える機会をつくりましょう
- 取組 2 夫婦やパートナーであっても暴力は犯罪
だということを知り，暴力を受けたら相談
機関に相談し，解決に向けて考えましょ
う。
- 取組 3 女性の「性」を商品として扱うような広
告や表示はチェックしてみましょう。
- 取組 4 自分や夫、妻、家族の心とからだの健康
を気遣い尊重するようにしましょう。
- 取組 5 女性も男性も，一緒に子育てや介護を担
っていきましょう
- 取組 6 高齢になっても自立して暮せるよう，健
康づくりや家事の習得，生きがいづくりに
取組んでみませんか

事業者の皆さんは

- 取組 1 子育て中の社員が，就業と育児を両立で
きる職場環境づくりを進めましょう
- 取組 2 男女がともに育児・介護休業が活用しや
すい企業体制をつくりましょう
- 取組 3 母子の健康について，企業としての責任
をもち出産までの健康管理，保育や相談な
ど支援体制をつくりましょう

市民や事業者のみなさんを支
援するために、市では次のよ
うな支援をしています

さまざまなメディアを活用した
市民への啓発（2）
男女共同参画月間の実施（4）
子ども読書活動の推進事業（9）
「家庭の日」推進事業の展開（19）
家庭教育に関わる講座の開催
（20）

「女性に対する暴力根絶」につい
ての意識啓発（21）
女性のための相談機能の充実
（22）
女性に対する暴力相談ネットワ
ークの構築（27）

男女共同参画の視点からのガイ
ドラインの活用（1）
メディアリテラシーに関する講
座の充実（32）

性教育サポート事業（33）
性と健康に関する健康教育（34）
ママパパ学級の開催（36）

成人を対象とした講座の開催
（5）
シルバー人材センターの拡充・強
化（115）
生きがい対応型デイサービス事
業（114）

男女共同参画がすすんでいる事
業所の表彰の研究（107）

勤労者向けガイドブックの発行
（75）
雇用促進のための啓発事業
（76）

労働相談事業（108）
労働条件実態調査（106）

市は次のことに取組みます

- 取組 1 市が作成する発行物についてジェンダーに敏感な視点からの見直しを進めます
- 取組 2 市民あらゆる層の市政への関心を高めるための施策を進めます
- 取組 3 家庭生活における男女の育児・介護の共同参画を支援します
- 取組 4 女性に対する暴力を根絶するための施策を具体化します。

男女共同参画社会をめざす < 職場 > での取組

市民や事業者のみなさんの
男女共同参画社会をめざした取組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 自営業，農業の家業を手伝う女性の働く環境を改善しましょう
- 取組 2 自分の力で仕事をおこしてみませんか。
- 取組 3 あなたの中の「働く」ための能力を磨いてみませんか

事業者の皆さんは

- 取組 1 職場のセクシュアル・ハラスメントを根絶し，女性の人権を尊重した職場づくりを進めましょう
- 取組 2 企業として，社員の健康維持や健康づくりに注意を払いましょう
- 取組 3 雇用にあたっては，性別による固定的な役割分担にとらわれず，均等な募集，採用，配置，昇進に努めましょう。
- 取組 4 職場のなかの性別による固定的な役割分担を見直し，男女格差をなくし，個人の能力の評価につとめましょう
- 取組 5 職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう
- 取組 6 職場のなかに男女平等に関する相談の窓口としくみをつくり，問題解決をすすめましょう。

市民や事業者のみなさんを支援するために，市では次のような支援をしています

農村女性起業活動の促進（68）
家族経営協定締結の促進（63）

勤労者育成事業（99）
リフレッシュ教育の促進（100）
IT（情報通信技術）講習の実施（101）

働く女性のための人材育成（67）
創業者への支援（69）
ベンチャー企業等創出・育成支援事業（70）
雇用促進のための啓発事業（76）

事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化（29）
勤労者向けガイドブックの発行・周知（75）
成人向け各種健康審査実施と事後指導（38）

事業所における方針等決定過程への共同参画の促進（64）

男女共同参画が進んでいる事業所の表彰の研究（107）

市は次のことに取組めます

- 取組 1 市職員のセクシュアル・ハラスメント防止に努めます
- 取組 2 女性も男性も正当に評価され，管理職試験に積極的に挑戦できる環境をめざします
- 取組 3 各部署において，審議会，委員会の女性委員の登用をすすめます

男女共同参画社会をめざす <教育分野> での取組

市民や事業者のみなさんの
男女共同参画社会をめざした取り組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 女だから，男だから，と決めつけてい
ないか考える機会をつくりましょう。
- 取組 2 子どもを励ますときや叱るときなど，女
の子らしさ・男の子らしさとらわれて
いませんか？個性や能力を發揮するた
めの子育てを一緒に考えましょう！
- 取組 3 子どもたちの学習や進路を「女の子，男
の子」で分けていないか，もういちど考
えてみましょう
- 取組 3 子どもたちが自分の性を大切にするよう
家庭で話し合ってみませんか？

教育関係者の皆さんは

- 取組 1 いのちを尊び，男女，高齢者などを思い
やることができる教育を進めましょう。
- 取組 2 教える側の男女共同参画意識を培うた
めの研修会や討論会などを積極的に実施し，
参加しましょう
- 取組 3 教材や遊具などがジェンダーの視点から
見直して点検してみませんか

市民や事業者の皆さんを支援
するために，市では次のよう
な支援をしています

子育て相談・子育てサークルの活
用（10）
幼稚園教諭及び保護者に対する
意識（11）

成人を対象とした講座の開催（5）
家庭教育に関わる講座の開催
（20）
「家庭の日」推進事業の展開（19）

思春期の子を持つ保護者に対す
る教育（37）
地域の環境浄化のための啓発及
び補導活動の推進（31）
エイズを含む性感染症の予防及
び啓発（43）

性教育サポート事業（33）
ノーマライゼーションの啓発
（124）
人権の尊重，男女の平等，相互協
力・理解についての指導の充実
（13）

性別にとらわれない進路指導の
充実（15）
教職員を対象とした男女平等教
育の研修の促進（16）
男女共同参画に敏感な視点に立
った学校運営の充実（17）

勤労者向けガイドブックの発行
（75）
リフレッシュ教育の促進（100）

保育園職員に対する意識の啓発
（11）
幼稚園教諭及び保護者に対する
意識の啓発（12）

市は次のことに取組みます

- 取組 1 性別による固定的役割分担にとらわれない教育を進めます。

男女共同参画社会をめざす <地域> での取組

市民や事業者の皆さんの
男女共同参画社会をめざした取り組みとして
次のようなことが考えられます

市民の皆さんは

- 取組 1 参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめませんか？
- 取組 2 女性も積極的に自治会長やPTA 会長になってみませんか？
- 取組 3 子育て中のお母さん、お父さんは、地域の子育てサークルで交流してみましょう
- 取組 4 積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう。

事業者の皆さんは

- 取組 1 地域を構成するメンバーとして、地域・社会活動を理解し、貢献できる企業をめざしましょう

教育関係者の皆さんは

- 取組 1 積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう。

市役所は次のことに取組めます

- 取組 1 多様な国籍の市民の交流を積極的に呼びかけます
- 取組 2 各部署で、男女共同参画の視点から、女性も男性も、子育て中の家庭も、地域社会のなかでともに共生していける施策を積極的に進めます
- 取組 3 市のあらゆる施策のなかで、市民・事業者との協働による男女協働参画のまちづくりを進めます

市民や事業者の皆さんを支援
するために、市では次のよう
な支援をしています

市民活動サポートセンターの運営充実（56）
保健と福祉のボランティア活動の支援（57）
ボランティア講座の充実（58）

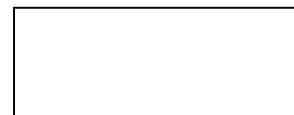
地域団体への啓発活動（55）

ファミリーサポートセンター事業（89）
子どもの家事（91）
地域子育て支援事業（90）

地区市民センター、生涯学習センター等施設の整備と活用促進（128）

保育、介護等の関係団体への支援（97）
男女共同参画が進んでいる事業所の表彰の研究（107）

子育て相談・子育てサークルの活用（10）
青少年育成団体の活動支援（18）



男女共同参画推進のための

行動計画素案

宇 都 宮 市

目次

第1章 策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	5
4 基本姿勢.....	5
5 計画の体系.....	6
5 計画の基本目標.....	6
第2章 施策の展開.....	9
基本目標 男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重.....	11
基本目標 あらゆる分野における男女の参画機会の確保.....	28
基本目標 男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備.....	35
第3章 計画の推進体制.....	53
第4章 数値目標と重点施策・事業.....	
第5章 各分野での取組.....	

第1章 策定にあたって

第1章 策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、これまで「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」及び「同実施プラン」に基づき、男女共同参画に関するさまざまな施策・事業を展開してきました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担やそれに基づく社会慣行は根強く、さらには、女性に対する暴力の問題など、あらゆる分野で男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮していくために、解決しなければならない課題が多く存在しています。

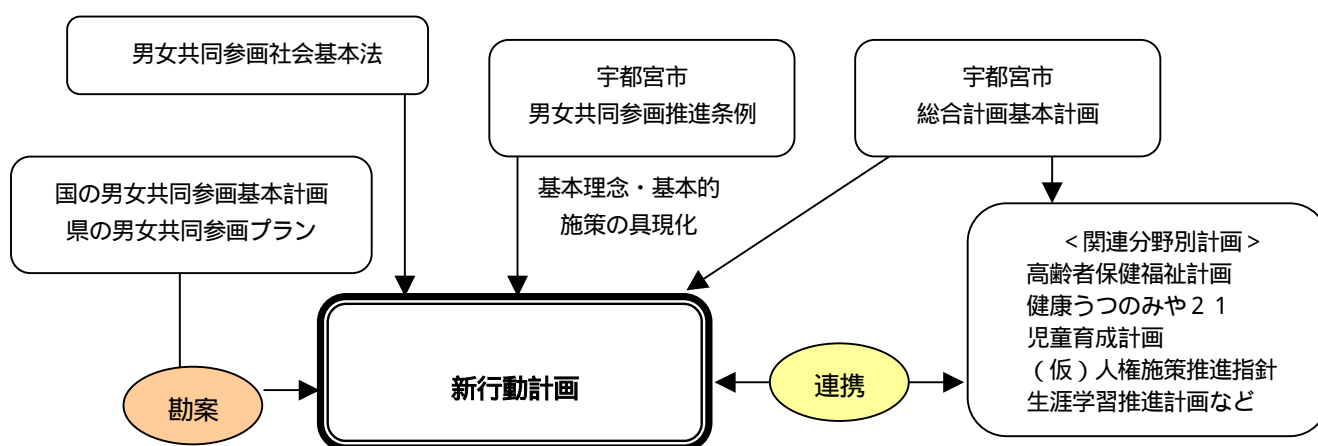
こうした状況の中、少子・高齢社会の到来等急激に変化する社会情勢に対応し、豊かで活力のある社会を築いていくため、本市では2003年（平成15年）7月「宇都宮市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という。）を施行し、男女共同参画社会の実現に向けた基本理念と市民、事業者及び市等の責務を明らかにすると共に、家庭・職場・教育分野・地域の各活動分野での取組を定めました。

また、行動計画の策定をはじめとする、市がおこなうべき基本的な施策を規定しました。

新たな行動計画は、男女が互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分発揮することのできる男女共同参画社会の実現をめざし、条例に基づき、前計画である「男女共同参画社会をめざす宇都宮市行動計画」及び「同実施プラン」の実績をもとに、本市の抱える課題に的確に対応し、総合的・計画的に男女共同参画を推進するために策定します。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条(基本理念)を計画の基本理念とし、条例第8条¹に基づき総合的かつ計画的な推進を図るため策定するものです。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)第9条²ならびに第14条3項³に基づき、男女共同参画基本計画(国の計画)、とちぎ男女共同参画プラン(県の計画)を勘案した計画です。
- (3) この計画は、宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画のひとつであり、関連する市の分野別計画と連携する計画です。



「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条(基本理念)

男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- (1) 男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

¹ 条例第8条(行動計画)市長は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための行動計画を策定するものとする。

² 基本法第9条(地方公共団体の責務)地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

³ 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。

3 計画の期間

この行動計画は、2003年（平成15年）度から2007年（平成19年）度までの5ヵ年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行います。

4 基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

計画の推進にあたっての、市民、事業者、教育関係者、市が果たす役割は以下の通りです。

【市民】

- ・ 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、それぞれが相互に協力し、主体的かつ積極的に男女共同参画の推進に努めること
- ・ 女性も男性も、性別による固定的な役割分担にとらわれず、家庭生活や就業、地域活動などにおいて、喜びと責任をともに分かち合うこと
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと

【事業者】

- ・ 事業活動において、男女共同参画を主体的かつ積極的に推進し、男女が対等に参画できる機会を確保するよう努めること
- ・ 男女が、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境の整備に努めること
- ・ 男女共同参画社会の形成に向けた各主体の取組について理解し、積極的に協力していくこと

【教育関係者】

- ・ 自ら男女共同参画の推進について理解し、教育を受ける者の男女共同参画の推進についての関心及び理解が高まるよう努めること
- ・ 男女共同参画の視点をもって、教育や指導を行うよう努めること。

【市】

- ・ 市民や事業者に対し、男女共同参画社会の基本理念の浸透を図るとともに、市職員自らが市民や事業者の模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること
- ・ 市民が一人ひとりの能力を發揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような環境の整備を進めること
- ・ 男女共同参画を率先して行う人材を育成するため、研修の実施、講座の開設その他の必要な措置を講ずること
- ・ 国や県などとの十分な連携を図り、市民や事業者との協働のもとで、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること

5 計画の体系

本計画の体系は、「基本目標」とそれを達成するために行うべき「施策の方向」と「取り組むべき施策」で構成します。

6 計画の基本目標

条例の「基本的施策」を具現化し、かつ本市の課題に対応し、男女共同参画社会の実現をめざすため、次の3つの基本目標を設定します。

男女共同参画の意識の啓発と男女の個人としての尊重

男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できるよう、男女共同参画意識の醸成を図り、性別による固定的な役割分担の解消、男女の人権侵害の防止に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第9条「意識の啓発」を受けています。

あらゆる分野における男女の参画機会の確保

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において参画する機会を確保するとともに、リーダー養成などの人材育成に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第10条「人材の育成」を受けています。

男女が共に生き生きと暮らせる環境の整備

男女共同参画社会の実現に向け、家庭生活における活動と職業その他の活動とを両立して行うことができるように社会的支援の充実に努めます。

この目標は、条例の第2章「基本的施策」の第11条「活動の支援」を受けています。

第2章 施策の展開

<コラム>

第2章のコラム「市民のみなさんは」「事業者のみなさんは」「教育関係者のみなさんは」では、男女共同参画社会をめざした各主体の取組例を示したものです。なお第5章（ページ）にはそれらの取組と、取組を支援する事業一覧を掲載しています。

<用語の解説>

各ページ下欄に用語の解説を掲載しました。

第2章 施策の展開【基本目標】

基本目標

男女共同参画の意識の啓発と 男女の個人としての尊重

男女が社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個性と能力を発揮できる自由な生き方の選択が、尊重されることが大切です。

しかしながら、「男は仕事、女は家庭」という言葉で代表されるような、性別による固定的な役割分担は未だ残っており、家庭生活や仕事などさまざまな場面で、男女の生き方の選択を狭めてきました。

このような性別による固定的な役割分担の意識やあり方は、長い時間をかけて人々の意識に浸透し、社会における取り決めや慣習の中に形作られてきたものであるため、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持ち、行動できるようにするには、幅広い広報・啓発を継続的に行っていく必要があります。

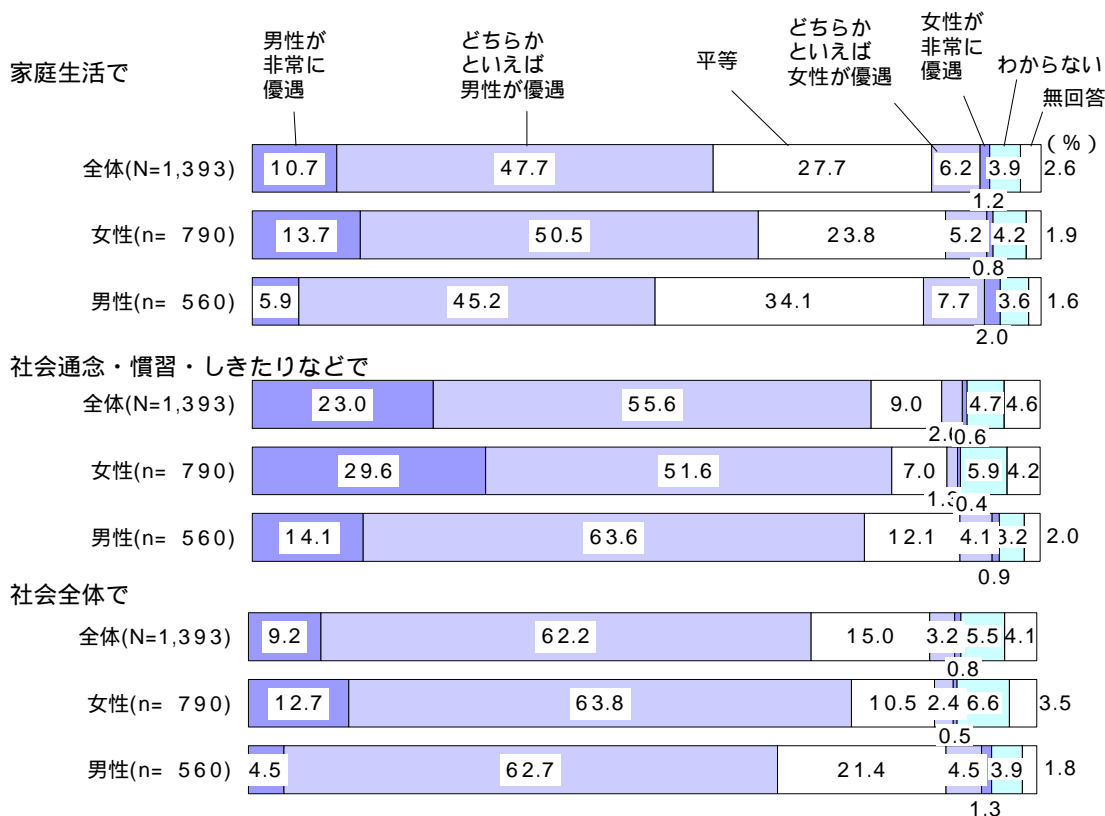
また、女性の人間としての尊厳を損なうさまざまな形の暴力が存在し、主体的に生きる権利が侵害されている実態があり、早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられています。したがって、被害者への支援はもとより、人権尊重の教育や啓発が重要です。

また、情報化社会にあってメディアからの情報に対して主体的に読み解く能力の向上を図る必要があります。

さらに、男女の身体的特徴によって、能力を発揮する上で制約を受けることのないよう、よく理解・尊重しあうことが重要です。そのため、自らが責任ある行動をとれるよう性に関する正しい知識と理解を得るための情報や学習機会が必要です。特に、十代の人工妊娠中絶が増加していることから、人権教育を踏まえた性教育の充実が望まれます。また、心もからだも変化しやすい思春期、更年期、向老期など男女共に共通の健康に関する課題として取組を進める必要があります。

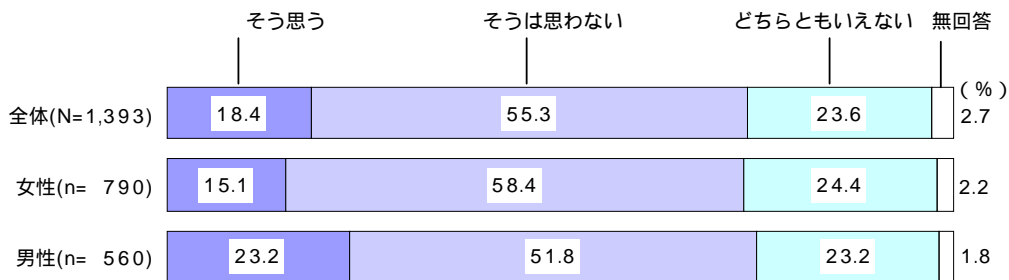
一方、男女共同参画の推進については、国際社会に動向に留意する必要があります。市民の自主的な国際理解のための活動への支援が求められています。

男女の地位の平等感（宇都宮市）



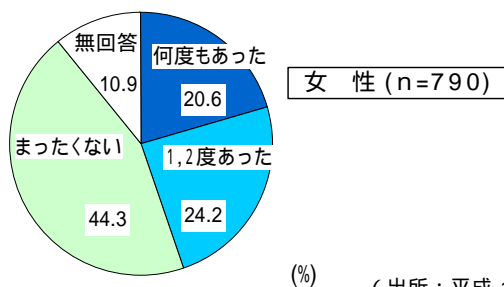
(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

「男は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（宇都宮市）



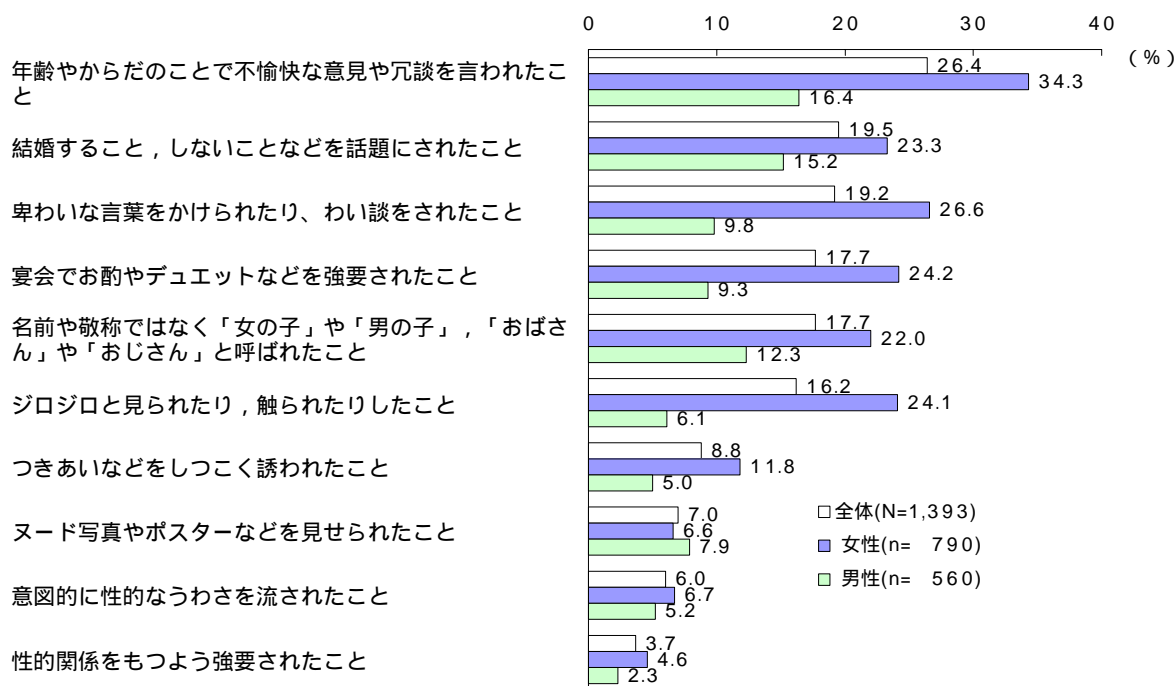
(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

夫やパートナーから何らかの暴力を受けた経験（宇都宮市：女性）



(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

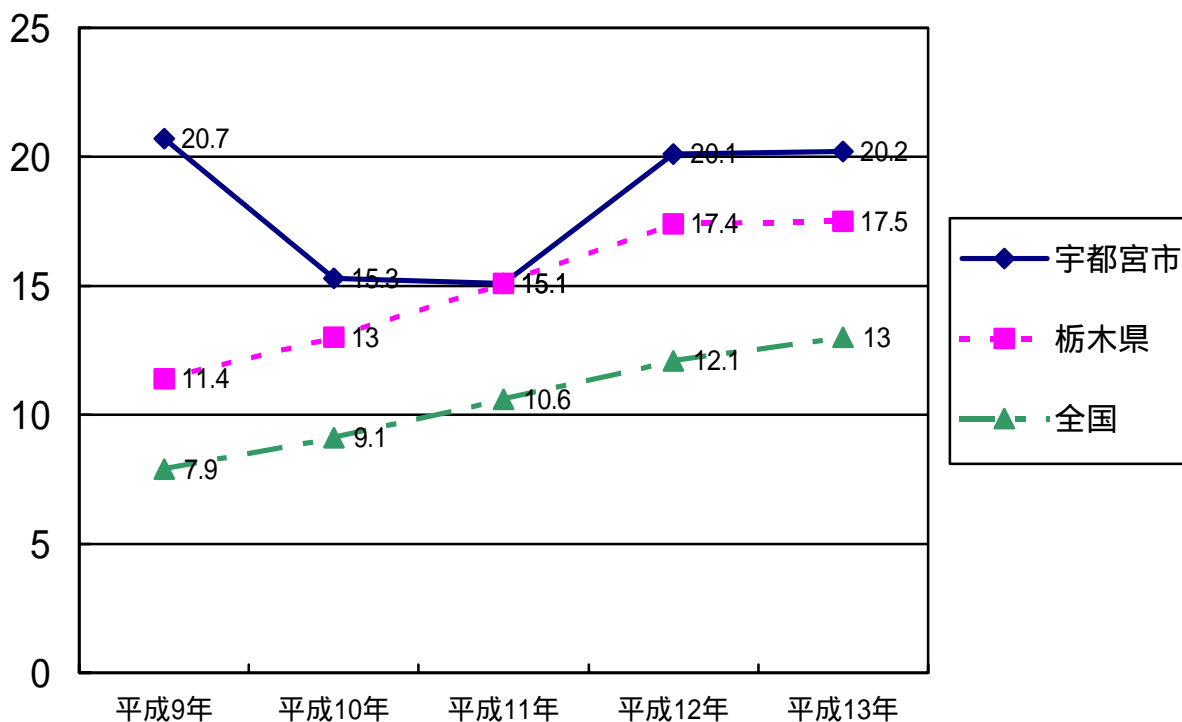
セクシュアル・ハラスメントだと感じた経験（宇都宮市）



（出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査）

20歳未満の人工妊娠中絶実施率の推移（宇都宮市）

15歳以上20歳未満の女子総人口千あたりの実施率



（出所：宇都宮市資料）

施策の方向 1

男女平等意識の啓発に努める

第3条(1) 男女の個人としての尊厳の尊重

『男は仕事，女は家庭』という性別役割分担意識は，社会通念として深く根づいており，性別により無意識に差別し，不平等にしています。このため男女が性別による差別的扱いを受けることなく，個人として尊重され，一人ひとりの能力や個性を発揮できるよう，男女平等の意識づくりを進めます。

取り組むべき施策 1

啓発のための広報媒体の活用

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
1 重点	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市の作成する刊行物での性別による固定的な役割分担の解消に向けた適切な表現・表記の手引きを作成し，活用する。 ガイドラインの作成と活用	広報広聴課 男女共同参画課
2	さまざまなメディアを活用した市民への啓発	男女共同参画に関する意識の浸透を図るため，必要な情報を提供する。 広報紙・情報誌の発行 市ホームページ・テレビ・ラジオ等による市民への啓発	男女共同参画課
3	情報紙・機関紙を有する団体・機関等への働きかけ	情報紙・機関紙を有する団体・機関等に働きかけ，男女共同参画のための意識啓発に協力を求める。 男女共同参画推進関係団体等への情報提供及び啓発記事の掲載依頼	男女共同参画課

取組むべき施策 2

意識啓発のための講座，イベント等の実施

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
4 重点	男女共同参画推進月間の実施	10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、集中的に事業を行う。 講演会等の開催 男女共同参画社会づくり標語・作文コンクールの実施と入賞作品の展示 各課への関連事業の取り組み要請及び実施 団体等への男女共同参画の取組要請及び実施	男女共同参画課
5 重点	成人を対象とした講座の開催	講話，実技，話し合い，見学等により，男女共同参画の意識の高揚を図る。また，男性を対象とした講座を開催する各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
6	講師やイベント等の情報の収集・提供	男女共同参画に関する講座，イベント情報を生涯学習情報提供システム等で広く市民に提供する。 生涯学習情報提供システム（マナビス）整備事業	生涯学習課
7	人権啓発活動事業	広報紙により，人権に関する意識高揚を図るための啓発を行う。 人権週間の周知と啓発物の配布	行政経営課
8	市職員への意識啓発	職員自らが男女共同参画の推進意義・内容を理解し，市民に向けて正しい情報発信や行動をとれるよう情報等の発信・研修会の開催を行う。 庁内LANを利用した啓発研修の実施 啓発講座の開催	男女共同参画課

市民のみなさんは

女だから，男だから，と決めつけていないか考える機会をつくりましょう。

事業者のみなさんは

職場のなかに男女平等に関する相談の窓口としくみをつくり，問題解決をすすめましょう

施策の方向 2

男女共同参画に関する教育・学習を推進する

第19条 教育分野での取組等

男女共同参画を進めていくためには、子どもの頃から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成することが大切です。子どもは、保護者の性別役割感やしつけなどの影響を受けやすいため、幼少期から、家庭・学校・地域社会において、子どもを特定の型にはめることなく、個性や興味、関心等を大切にしながら育み、子どもが生涯にわたり主体的に多様な生き方を選択することができる能力を伸ばす教育等を支援します。

また、市民が男女共同参画について関心をもち学習していけるよう、家庭や地域における学習活動を支援します。

取組むべき施策 1

子どものときから性別にとらわれない教育等の支援

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
9	子ども読書活動の推進	全ての子どもがあらゆる機会と場所で自主的に読書活動を行うことができるよう環境の整備を進める。 子ども読書活動推進計画の策定 宮っ子ふれあいブック事業 子どもの読書活動推進事業の推進	生涯学習課
10	子育て相談・子育てサークルの活用	講演会や相談業務を通して、性別にとらわれない子育てのあり方について取組む。 子育て相談に従事する職員に対する研修の実施 保護者に対する意識啓発 サークルにおける講演会の実施	児童福祉課
11	保育園職員に対する意識の啓発	保育士自身が、男女共同参画を理解し、性別にとらわれない保育を実践するため、意識啓発を行う。 公立、民間保育園職員研修の開催	児童福祉課
12	幼稚園教諭及び保護者に対する意識の啓発	性別による固定的役割分担の解消につながる情報の収集と提供を行うとともに、研修会を開催する。 幼稚園・保育園・小学校合同研修会を開催する。	学校教育課

教育関係者のみなさんは

いのちを尊び、男女、高齢者などを思いやることがことのできる教育を進めましょう。

取組むべき施策 2

男女平等意識を育む学校教育の推進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
13	人権の尊重, 男女の平等, 相互協力・理解についての指導の充実	児童生徒の発育段階に応じ, 男女平等の理解及び男女の協力についての指導の充実を図る。 各学年における道徳, 社会科など関連する学習を通じて指導を行う。 各学校における人権に関する教育の実施	学校教育課
14	重点 男女共同参画教育参考資料の作成及び活用	子どものときからの男女共同参画に関する意識の醸成を図るため, 小学5年生用に教材, 教師用の指導書を配布し, 活用に努める。	学校教育課 男女共同参画課
15	性別にとらわれない進路指導の充実	生徒が性別にとらわれずに能力を最大限に発揮し, 自己実現が図れるよう, 計画的・継続的な進路指導を充実する。 学級活動を通して自己の適正を的確に捉えさせる。 職場体験活動の実施 中学2年生の社会体験事業 適切な進路指導	学校教育課
16	教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	教師一人一人が自らの在り方を男女共同参画の視点から見直せるような研修を実施する。 人権教育研修会における講話の開催	学校教育課
17	男女共同参画に敏感な視点に立った学校運営の充実	男女共同参画の視点から教育活動を見直すなど, 学校運営全体を通じた男女共同参画に敏感な視点に立った取組を進める。 男女混合名簿の利用 男女共同参画の視点からの教育活動の見直し 学校便りによる保護者への啓発	学校教育課

市民のみなさんは

子どもたちの学習や進路を「女の子, 男の子」で分けていないか, もういちど考えてみましょう。

教育関係者のみなさんは

教える側の男女共同参画意識を培うための研修会や討論会などを積極的に実施し, 参加しましょう。

取組むべき施策 **3**

家庭や地域における性別にとらわれない教育・学習の 推進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
5 再掲 重点	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
18	青少年育成団体の活動支援	青少年団体が性別にとらわれない活動ができるよう、情報提供や助言を行う。	青少年課
19	「家庭の日」推進事業の展開	家族が協力し合い、尊重しあって、絆を深めることを促すため、「家庭の日」を推進し、家庭における男女共同参画を進める。 「家庭の日」推進事業の実施	青少年課
20	家庭教育に関わる講座の開催	家庭教育の向上を図るため、生涯学習センターにおける講座の開催のみならず、地域や企業等へ講師派遣を支援し、出前家庭教育などの講座を開催する。	生涯学習課

市民のみなさんは

女だから、男だから、と決めつけていないか考える機会をつくりましょう。

子どもを励ますときや叱るときなど、女の子らしさ・男の子らしさにとらわれていませんか？個性や能力を発揮するための子育てを一緒に考えましょう！

施策の方向 3

男女の人権の尊重と あらゆる暴力の根絶に努める

第21条 性別による権利侵害の禁止

第22条 性別による権利侵害等に関する相談への対応

夫やパートナーからの女性に対する暴力が人権侵害の重要な問題として顕在化しています。女性への暴力根絶に向けた環境づくりや被害者救済の支援を図るとともに、権利侵害に関する相談事業を充実させます。また、セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)や女性を性的対象、視覚的对象とするような性の商品化の防止について取り組みます。

取組むべき施策 1

人権尊重と女性に対する暴力根絶に向けた取組の推進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
21	「女性に対する暴力根絶」についての意識啓発	女性に対する暴力の防止や人権意識の啓発のための研修会等を開催する。 情報誌、パンフレット等の作成と配付 研修会等の実施、広報による啓発	男女共同参画課 行政経営課
22 重点	女性のための相談機能の充実	女性に対する暴力など、複雑多様化する女性の相談に対応し、解決に向け関係機関と連携を強化し、迅速で適切な助言・指導を行う。 女性相談 女性のためのカウンセリング 女性弁護士と面接による法律相談 結婚相談 ドメスティック・バイオレンス相談マニュアルの作成 女性相談員研修の充実	男女共同参画課
23	人権擁護委員による人権相談の充実	人権問題に関する相談に応じ、問題を潜在化させないとともに、関係課との連携を密にし、情報の提供等により、自らの解決に向けた選択を促す。 人権擁護委員の周知 人権相談所の開設と広報 人権擁護委員の日、人権週間の広報 女性人権擁護委員の登用の促進	生活福祉課
24	保健と福祉の相談の充実	女性、子ども、高齢者等の保健と福祉に関わる相談や苦情に対して、一箇所での解決に向けた対応をする。 保健と福祉の総合相談窓口の設置 福祉サービス等に係る苦情解決体制の整備	保健福祉総務課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
25	外国語による相談窓口の設置	外国語による情報提供や相談を行う。 外国人行政相談窓口の設置 外国人向けパンフレット等の作成と配布 公共事業者へのチラシの多言語化を要請 外国人総合相談窓口の新設	広報広聴課 秘書課
26 重点	ドメスティック・バイオレンスなどの被害者に対する保護と自立支援	女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、柔軟な対応が可能な民間シェルターの運営を支援する。また、被害女性の自立に向けた自助グループ活動を支援する。 民間シェルター運営費補助金 ドメスティック・バイオレンス被害者自助グループ事業補助金	男女共同参画課
27 重点	女性に対する暴力相談ネットワークの構築	女性に対する暴力への迅速な救済と自立支援のため、関係各課が共通認識を持ち、迅速な救済と自立支援に向けて連携を密にする。また、民生委員等住民を含む各関係機関が担う役割を明確にし、連携・協力体制を強化することによって、未然防止と早期対応を図るためのネットワークを検討する 庁内ドメスティック・バイオレンス防止連絡調整会議の設置 関係機関とのネットワークの構築の検討	男女共同参画課
28	ドメスティック・バイオレンス加害者対策の構築	加害者に対する再発防止に向けた効果的な対応策について研究する。	男女共同参画課

市民のみなさんは

夫婦やパートナーであっても暴力は犯罪だということを知り、暴力を受けたら相談機関に相談し、解決に向けて方策を考えましょう。

ドメスティック・バイオレンス：domestic violence

夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーからの暴力。婚姻しているかいないかにかかわらず、パートナーに対しての身体的・心理的・性的暴力を指す。

民間シェルター：shelter

民間団体が運営する、暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所。女性に対し、居住場所や食事などを提供し、さまざまな相談に応じるなど、女性に対する支援をおこなう。

取組むべき施策 2

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
29	事業所等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	企業内でセクシュアル・ハラスメントなどの問題が生じた場合に組織内で対応できる体制の整備促進に努める。 労働基準監督署・公共職業安定所・県労政事務所職員による労働相談の実施 社会保険労務士によるアドバイザー相談の実施 勤労者向けガイドブックの発行 講演会の開催 均等法周知のための企業訪問	工業課
30	市職員へのセクシュアル・ハラスメント防止対策の強化	意識啓発のための職員研修や相談員制度の明確化によるセクハラの未然防止に努める。 階層別研修の実施による役割認識及び公務員倫理等の科目の中で啓発 庁内 LAN によるセクシュアル・ハラスメント防止のための啓発周知	人事課

事業者は

職場のセクシュアル・ハラスメントを根絶し、女性の人権を尊重した職場づくりを進めましょう。

セクシュアル・ハラスメント：sexual harassment

一般的には雇用の場での性差別の具体的な現れとしておきる「性的いやがらせ」。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。教育機関や福祉現場などでの「性的いやがらせ」も社会問題になっている。

取り組むべき施策 3

性の商品化の防止

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
1 再掲	男女共同参画の視点からのガイドラインの活用	市の作成する刊行物での性別による固定的な役割分担の解消に向けた適切な表現・表記の手引きを作成し、活用する。 ガイドラインの作成と活用	広報広聴課 男女共同参画課
31	地域の環境浄化のための啓発及び補導活動の推進	青少年の非行防止や健全育成のために、性の商品化につながるような有害広告の撤去活動等を行う。 愛のひと声運動 市民総ぐるみ環境点検活動 街頭補導活動	青少年課
32	メディアリテラシーに関する講座の充実	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信能力を向上するための学習の機会を提供する。 メディアリテラシー講座の開催	男女共同参画課

市民のみなさんは

女性の「性」を商品として扱うような広告や表示はチェックしてみましょう。

メディア・リテラシー：media literacy

一般にリテラシーは読み書き能力、識字と訳され、メディア・リテラシーは、メディア内容を解読・活用する能力とメディアを使って表現する能力を示し、メディア教育に関連して用いられる。

施策の方向 4

生涯を通じた男女の健康を支援する

第3条 男女の生涯にわたる健康の確保

女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。また、思春期や更年期・向老期など、男女共に健康上の問題を抱えていることが指摘されています。このため、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、生涯を通じて健康を享受できるように、生涯にわたる健康づくりを支援します。

取組むべき施策 1

性と生殖に関する知識の普及

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
33 重点	性教育サポート事業	生命尊重の精神を基盤に、性に関する正しい知識や妊娠中絶の現状や影響等への認識を深め、望ましい行動が取れるような資質や能力を養う。 中学3年生を対象とした産婦人科医師による講話	学校教育課
34 重点	性と健康に関する健康教育	自分の人生設計、妊娠と人工妊娠中絶、性感染症と予防法、命の大切さ、自尊感情などについて、性と健康に関する教育を行い、正しい知識や情報を提供するとともに、性に関する態度や行動を自己決定できる能力を高めるよう支援する。 思春期におけるピアカウンセリング手法による教育 若い世代を対象とした講座開催 婚姻届提出時等におけるパンフレット配布 高校生、大学生へのパンフレット配布 産業保健師研修会における課目設定 など	健康課
35	家族計画・妊娠に関する啓発の推進	妊娠・出産・育児期や思春期等に起こる、心身の健康に関する相談に応じ、適切な助言指導により自らが自分の体について判断し、行動がとれるよう支援する。 また、子育て中の母親に対する家族計画の指導も行う。 乳幼児・妊産婦健康診査の実施 子育て相談ホットライン、子育て支援出前サービス、栄養相談、思春期相談 新生児、妊産婦、乳児、幼児、小児慢性特定疾患児、思春期の保護者への指導	健康課
36	ママパパ学級の開催	妊婦とその夫及び乳幼児を持つ親を対象に、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産に関する知識や技術を学び、子育ての体験の機会の提供を行う。	健康課

ピアカウンセリング：peer counseling

同世代の人や、同じ経験を持つ人が、相手の話を聞き情報提供をおこなうことによって、相手が問題を自分で解決する手助けをすること。

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
37	思春期の子を持つ保護者に対する教育	思春期の子を持つ親を対象に、思春期における身体的・心理的特徴の理解を深め、積極的な子どもとの関わりを持てるよう支援する。 学校における思春期講演会 地域における健康教育	健康課

取組むべき施策 2

生涯を通じた男女の健康支援

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
38	成人向け各種健康診査実施と事後指導	検診や事後の指導を強化し、健康に関する関心を高め、単に病気ではないばかりではなく、身体的、精神的、社会的にも良好な状態であるように自分の体を管理できるようにする。 健康教室の開催 基本健康診査の実施と事後指導	健康課
39	健康教育の実施	「自分の健康は自分で守る」という自己管理能力を高め、生活習慣病等の予防、健康の保持増進が図れるよう各事業を実施する。 また、精神障害に対する偏見・差別を軽減するとともに、疾病の早期発見・早期対応のため、普及啓発を展開する。 ○地区組織等健康教育 生活習慣病予防のための健康教室・こころの健康づくり講座 更年期対策	保健予防課
40	母子手帳を活用した母子の健康管理（外国人向けを含む）	妊娠初期から母子手帳の交付を受け、出産後、子どもが就学するまでの間の母子の健康に関する記録をしていくことで、充実した健康管理をしていく。	健康課
41	医療費の助成及び公費負担	医療費の助成及び公費負担制度の充実を図る 乳幼児・妊産婦医療費助成制度 その他医療費助成	健康課
42	不妊の支援	不妊に関する一次的な健康相談、専門機関の紹介など、不妊に関する相談に保健師が応じる。	健康課

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
43	エイズを含む 性感染症の予 防及び啓発	エイズを含む性感染症の蔓延を防止するため、正しい知識を普及啓発するとともに差別、偏見の解消に向けた啓発活動を推進する。 エイズ予防啓発普及活動 検査の実施 相談事業	保健予防課
44	精神保健福祉 相談の強化と 相談機関のネ ットワークの 充実	心の健康に関する不安や悩みを持つ人に精神科医師や精神保健福祉士が相談に応じ、必要に応じ適正な医療に結びつける。また、地域での精神保健福祉活動における問題解決を図るため、関係機関との連携を強化する。 精神科医師、精神保健福祉士による相談の実施 ○宇都宮市保健・福祉サービス調整推進会議の開催 ○関係機関による精神事例検討会の開催	健康課 保健予防課
45	健康に関する 電話・面接相 談の実施	保健師による心身の健康に関する不安や悩みの相談を実施し、本人や家族の不安を軽減する。 保健師による電話・面接相談の実施	健康課 保健予防課
46	地域スポーツ 活動の促進	身近なところで自分にあったスポーツを生涯にわたって親しめるよう、地域におけるスポーツ活動を促進し、スポーツへの参加機会の拡充のため、各種スポーツ教室等を開催する。 巡回スポーツ教室の開催 総合型地域スポーツクラブの育成 体育館、運動場でのスポーツ教室など自主事業の実施	スポーツ振興課
47	スポーツ指導 者の養成	市民のスポーツ活動を促進するため、実技指導等を行う体育指導者を育成し、気軽に参加できるスポーツの普及を図る。 体育指導委員の養成	スポーツ振興課

市民のみなさんは

いのちを尊び、男女、高齢者などを思いやることができる教育を進めましょう。
自分や夫、妻、家族の心とからだの健康を気遣い尊重するようにしましょう
子どもたちが自分の性を大切にしよう家庭で話し合ってみませんか？

事業者のみなさんは

企業として、社員の健康維持や健康づくりに注意を払いましょう

施策の方向 5

国際化に対応した 男女共同参画の促進に努める

第3条 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画社会の形成は、国際社会とにおけるさまざまな取組と密接な関係があることから、国際社会におけるさまざまな取組と連携・協調して行われることが重要です。また、市内在住の外国人が増え、地域社会等で外国人との交流を推進する必要が出てきました。このため、在住外国人がより市民生活を豊かに、そして地域と積極的に交流できるよう支援します。

取組むべき施策 1

在住外国人への支援

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
25 再掲 重点	外国語による相談窓口の設置	外国語による情報提供や相談をおこなう。 外国人行政相談窓口の設置 外国人向けパンフレット等の作成と配布 公共事業者へのチラシの多言語化を要請 外国人総合相談窓口の新設	広報広聴課 各課 秘書課
48 重点	日本語講座の開催	市民ボランティアを講師とする日本語講座及び外国籍児童・生徒と親に対し、授業内容の理解を図るため日本語教室を開催する。 日本語講座 親子ふれあい日本語講座 外国籍児童生徒日本語指導講師派遣事業	秘書課 学校教育課

取組むべき施策 2

国際理解の推進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
49	国際理解講座の開催	国際化に関するテーマを取り上げ、子どもときから国際的視野を養う。 子ども国際理解教室の開催	生涯学習課
50	姉妹都市等交流の促進	姉妹都市・友好都市への派遣と訪問団の受け入れ等による国際理解と交流を深める。 国際交流事業	秘書課
51	市民、地域団体等への啓発活動	外国人とパートナーシップを築くため、相互に理解を深め、人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を進めるため、交流の場を設定する。 各自治会の活動において、国際交流ができる場の設定 市民憲章推進協議会の活動において、国際交流ができる場の設定 市民の日実行委員会などの活動において、国際交流ができる場の設定	自治振興課
52	男女共同参画関連団体等の国際交流活動の支援	男女共同参画関連団体等が行う諸外国との交流活動に、情報提供などの支援を行う。	男女共同参画課
53	指導者育成のための海外研修への派遣	市民を海外に派遣し、国際的な視野を広げ、宇都宮市の男女共同参画社会の推進にあたる地域リーダーを養成する。 海外研修への派遣	男女共同参画課
54	諸外国の女性関連資料の収集と提供	男女共同参画の推進は、国際的な動向と密接な関連があることから、国際社会における現状などについて、情報の収集と提供を行う。 男女共同参画推進センターにおける情報提供	男女共同参画課

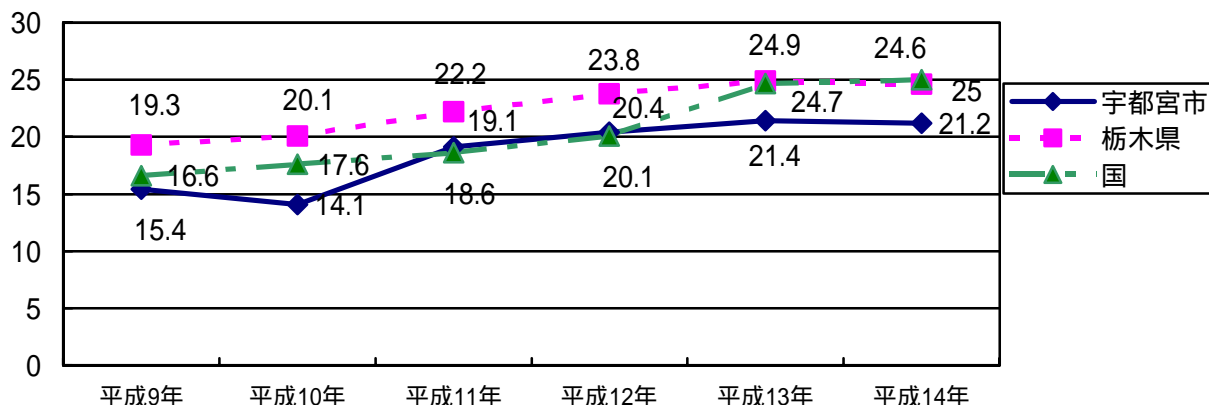
基本目標 あらゆる分野における 男女の参画機会の確保

男女共同参画社会の実現にあたっては、あらゆる分野において、男女が対等なパートナーとして参画していくことが必要です。例えば、地域の活動においては女性が活躍し、活動を担っているものの、自治会やPTAなど地域社会組織の会長や役員には男性が多く、意思決定の場への女性の参画はあまり進んでいないのが現状です。このため、性別による役割分担にとらわれず女性も積極的に参画するよう啓発を図るとともに、地域活動を促進する環境整備を進めていく必要があります。

また、審議会や各種委員会における女性の占める割合も依然として低く、女性の意見を政策・方針決定に反映させるためにも、審議会委員等への女性登用率の向上や女性のいない審議会等の解消などに努める必要があります。地域農村社会においては、農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしている農村女性の意見を十分に反映させるために、女性の参画を進めていくことが必要です。

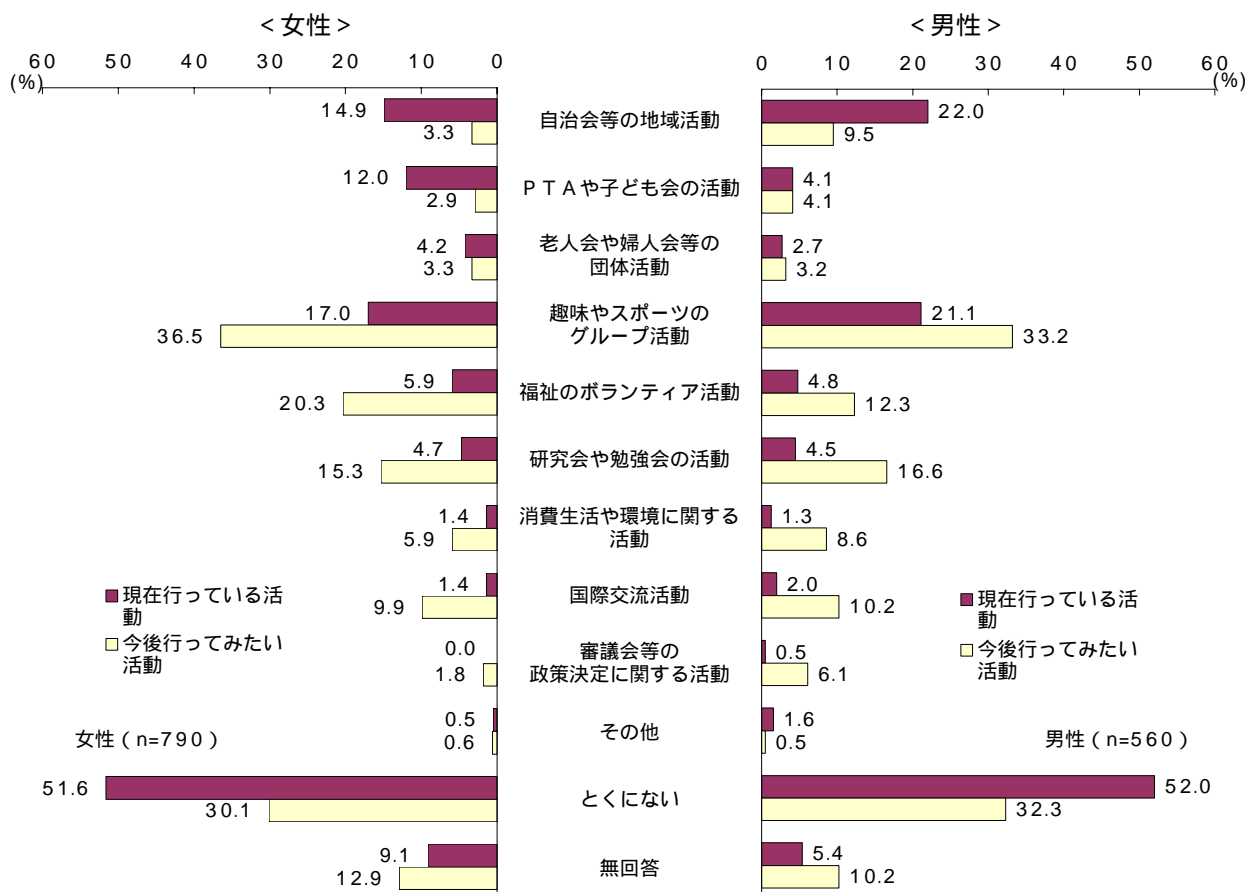
こうしたあらゆる場において女性の参画を進めていくためには、女性自身が力をもった存在になることや、男女共同参画の推進を率先して行う女性の人材を育成していくことが何よりも重要です。このため、人材育成の講座の充実を図りリーダーとなる女性を養成するほか、女性の人材に関する情報を整備していく必要があります。

女性の審議会委員の割合



(出所：宇都宮市資料)

社会的活動への参加状況・参加意向（宇都宮市）



(出所：平成13年 男女共同参画に関する意識調査)

施策の方向 6

地域社会における男女共同参画の促進に努める

第20条 地域での取組等

市民主体のまちづくりを推進するためには、男女がともに地域活動に参画し、地域の連帯感を深めていくことが必要です。このため地域におけるボランティア活動の支援や、地域活動の活性化を図るなど、地域社会における男女の共同参画を進めます。また、自治会などの地域の社会活動組織において女性が積極的に参加できるよう支援します。

取組むべき施策 1

男女の地域社会活動への参加促進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
55 重点	地域団体等への啓発活動	女性が参加しやすいような環境・雰囲気などを自治会やPTA等地域団体がつくるよう働きかける。 班長、役員等の実活動者の名称登録の奨励 各地域における備品等の軽量化などの工夫	自治振興課
56 重点	市民活動サポートセンターの運営充実	市民主体のまちづくりを推進する一環として、男女を問わず市民活動に積極的に参加を促し、社会に貢献しようとする市民等を支援する窓口を設置し、情報や場所・機材の提供、研修会や講演会の開催などを行う。	自治振興課
57 重点	保健と福祉のボランティア活動の支援	ボランティア活動の推進・支援拠点としてのボランティアセンターを支援し、福祉ボランティア活動の支援を図る。 ボランティアスクール・養成講座等の開催 ボランティア活動の紹介・情報の提供 社会福祉協議会事業へのボランティア参加	高齢障害福祉課 保健予防課
58	ボランティア講座の充実	市民参加による生涯学習推進のため、生涯学習ボランティアを養成する。 生涯学習に関する基礎的な知識や技能の習得 宇都宮市民大学の運営	生涯学習課
59	市民ボランティア活動の促進	市民の参加を促し、知識や技能を高めることにより、性別にかかわらず自主的な活動ができる人材を養成していく。 森林ボランティア活動促進事業 緑化ボランティア養成事業	農林振興課 公園緑地課
60	児童・生徒のボランティア学習の促進	ボランティア学習の機会を充実させながら、社会に貢献しながら自己実現を図ろうとする態度の育成を図る。 ボランティア学習の実施	学校教育課

市民のみなさんは

参加していない人も身近なところから、地域活動をはじめてみませんか？
女性も積極的に自治会長やPTA会長になってみませんか

施策の方向 7

政策・方針決定過程への 女性の参画促進に努める

第3条 方針の立案及び決定への参画機会の確保

第14条 積極的改善措置

男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくことが極めて重要です。このため、市の審議会や委員会への女性委員の割合を高め、男女双方が政策や方針に参画できるように配慮します。また、女性農業者等が経営主と対等のパートナーとして経営等に参画できるよう支援します。

取組むべき施策 1

政策・方針決定への女性の参画促進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
61 重点	各種審議会等委員への女性の登用の促進	女性の意見を市の政策や方針に反映させるため、各種審議会、懇談会等への女性委員の登用を積極的に促進する。 審議会・委員会への女性委員比率の目標値を定めた指針の改正 女性のいない審議会等を解消する。	行政経営課 男女共同参画課
62 重点	農村女性の各種委員会等委員への登用の促進	農業・農村の維持と活性化に重要な役割を果たしている農村女性の意見を地域振興やむらづくり等に反映させる。 地域農業振興やむらづくり等への意見の反映と場づくり 方針決定の場への参画促進	農政課
63 重点	家族経営協定締結の促進	女性農業者及び農業後継者が経営主と対等なパートナーとして、経営等に参画できるよう、文書による取り決めを行う「宇都宮農業委員会だより」によるPR 家族経営協定推進会議（各関係機関調整会議）の開催 農家個別訪問による啓発・推進 家族経営協定調印式の実施	農業委員会事務局
64	事業所における方針等決定過程への共同参画の促進	職場における男女平等を啓発し、女性の積極的な能力の開発と企画立案への女性の登用など均等な処遇を推進する。 ガイドブックの配布	工業課
55 再掲	地域団体等への啓発活動	女性が参加しやすいような環境・雰囲気などを自治会やPTA等地域団体がつくるよう働きかける。 班長、役員等の実活動者の名称登録の奨励 各地域における備品等の軽量化などの工夫	自治振興課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
65	市民参加による公園整備	公園づくりの計画段階から、女性の参画を促し、アイデアの提案・意見交換を積極的に行い、より市民に親しまれる魅力ある公園の整備を推進する。	公園緑地課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
66	市における人事管理制度の推進	能力主義人事への転換・人材育成型人事の推進を図るために新しく見直した人事管理制度を職員に浸透させ、男女の均等な昇任の機会を確保する。	人事課

市民のみなさんは

自営業，農業の家業を手伝う女性の働く環境を改善しましょう。

事業者は

雇用にあたっては、性別による固定的な役割分担にとらわれず、均等な募集，採用，配置，昇進に努めましょう。

職場のなかの性別による固定的な役割分担を見直し，男女格差をなくし，個人の能力の評価につとめましょう。

職場のなかでの男女のパートナーシップを築きましょう。

施策の方向 8

女性の人材の発掘と育成に努める

第10条 人材の育成

女性が、社会のあらゆる分野における政策及び方針の立案や決定の場に参画できるよう、女性の能力開発や人材の育成に取り組めます。特に、男女共同参画を推進する地域リーダーの養成を図ります。また、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを整備することにより、各種審議会・委員会・地域組織への女性の積極的な登用を図ります。

取り組むべき施策 1

女性のリーダーの育成

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課
67 重点	働く女性のための人材育成	働く女性の育成のため、事業所を訪問し、男女が均等に雇用されるよう啓発し、また、技能講習などにより女性の勤労意欲と能力を向上させることに繋げる。 事業所訪問 働く女性のための各種講習会等の開催	工業課
68 重点	農村女性起業活動の促進	地域において、生産活動に従事している農村女性グループの起業化を促進する。 研修会の開催	農林振興課
69	創業者への支援	創業予定者に知識と資金の調達機会を提供する。 チャレンジセミナー（創業塾）...創業予定者に経営の知識を習得させる研修事業 チャレンジショップ...創業予定者に模擬出店の場所を提供する事業 創業資金の融資...創業予定者に制度融資資金を提供する事業	商業観光課
70	ベンチャー企業等創出・育成支援事業	起業家支援組織が実施する各種支援事業（起業家支援・SOHOなどの新しい働き方への支援）に対し、支援を行う。	工業課
71	男女共同参画地域指導者育成派遣研修の充実	男女が連携して参画できる社会づくりを実行できる人材を育成するため、公共機関等が開催する研修等へ学習意欲のある男女を派遣し、リーダーとしての指導力の強化を図る	男女共同参画課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
72 重点	地域リーダー養成研修の体系構築及び実施	男女共同参画を推進する地域リーダーを養成するために、新しい研修体系を構築し、研修事業を行う。 人材育成プログラムの構築	男女共同参画課
73	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の啓発やイベント等の企画・運営に地域推進員の活用を図る。 (仮称)宇都宮市地域推進員制度の実施	男女共同参画課

取組むべき施策 2

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
74 重点	女性人材情報の整備	女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストを作成し、提供することにより、各種審議会・委員会への女性の積極的な登用を図る。 女性人材リストの整備 生涯学習システム(マナビス)による情報の提供と活用	男女共同参画課 生涯学習課

基本目標

男女が共に生き生きと暮らせる 環境の整備

男女共同参画社会の実現にあたっては、一人ひとりが家庭生活における活動と職場その他の活動とを両立していくことが重要です。また、高齢になっても、あるいは障害があっても、自分らしい、生きがいのある豊かな生活が実現できることが重要です。

女性の労働力率は、30代前半の結婚・出産・子育て期に低下し、いわゆる「M字型曲線」を描きます。本市の場合、30代前半の女性の労働力率は全国平均を下回っており、男女がともに職業生活や家庭生活のバランスを見直し、家族的責任を果たすことができるよう、家庭・職業生活の両立支援策を、市・市民・事業者等との連携で進める必要があります。

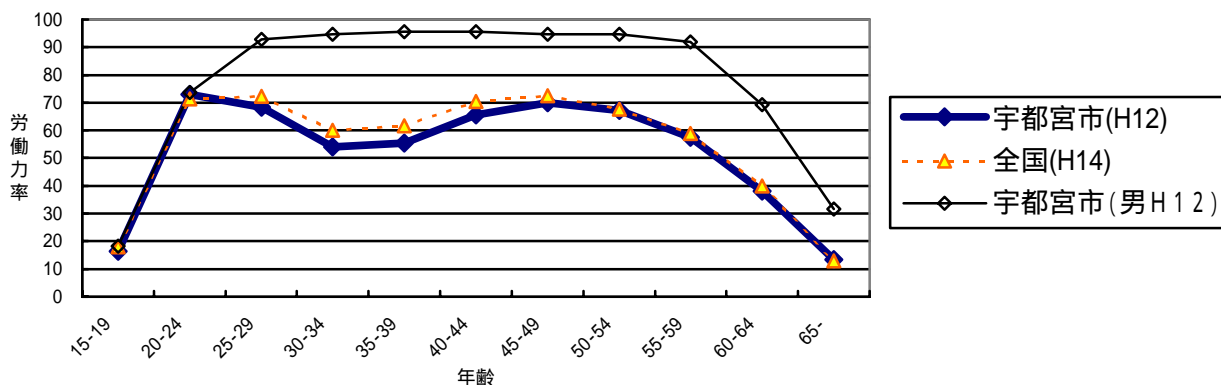
また、子育て・介護支援については、近年地域におけるさまざまな助け合いが進み、福祉に関する市民団体やボランティアの活動が盛んになりつつあります。地域で子育てや介護をおこなう取組を積極的に支援していきます。

高齢社会においては、65歳以上の高齢者人口に占める女性の割合は男性よりも高く、また、介護の負担は、現実には女性の側に偏っているという現状があり、高齢者の問題を解決することは女性の問題を解決することにもつながります。

一方、豊かな老後のためには、楽しめる趣味や財産、預金が必要であると考えられる人も多く、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的に捉える必要があります。

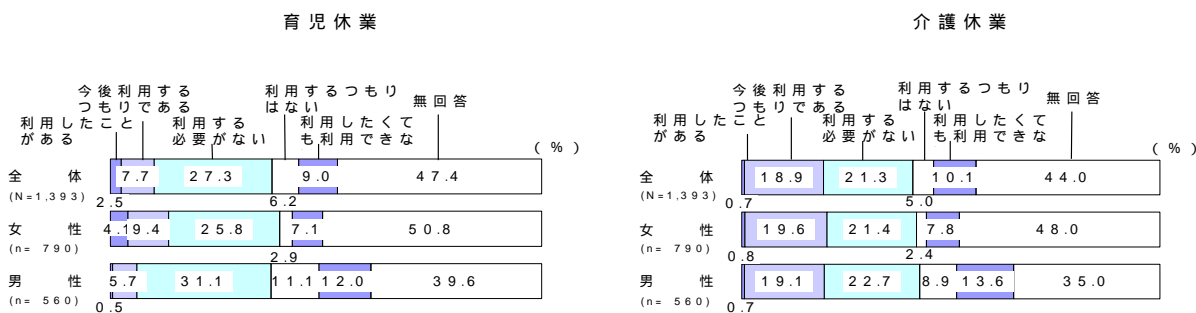
高齢期の男女、ひとり親家庭や障害のある人の社会参画の機会の拡大や経済的自立を確保し、年齢や障害の有無にかかわらず、だれもが生き生きと安心して暮らせる環境の整備に努めます。

年代別女性の労働力率の推移



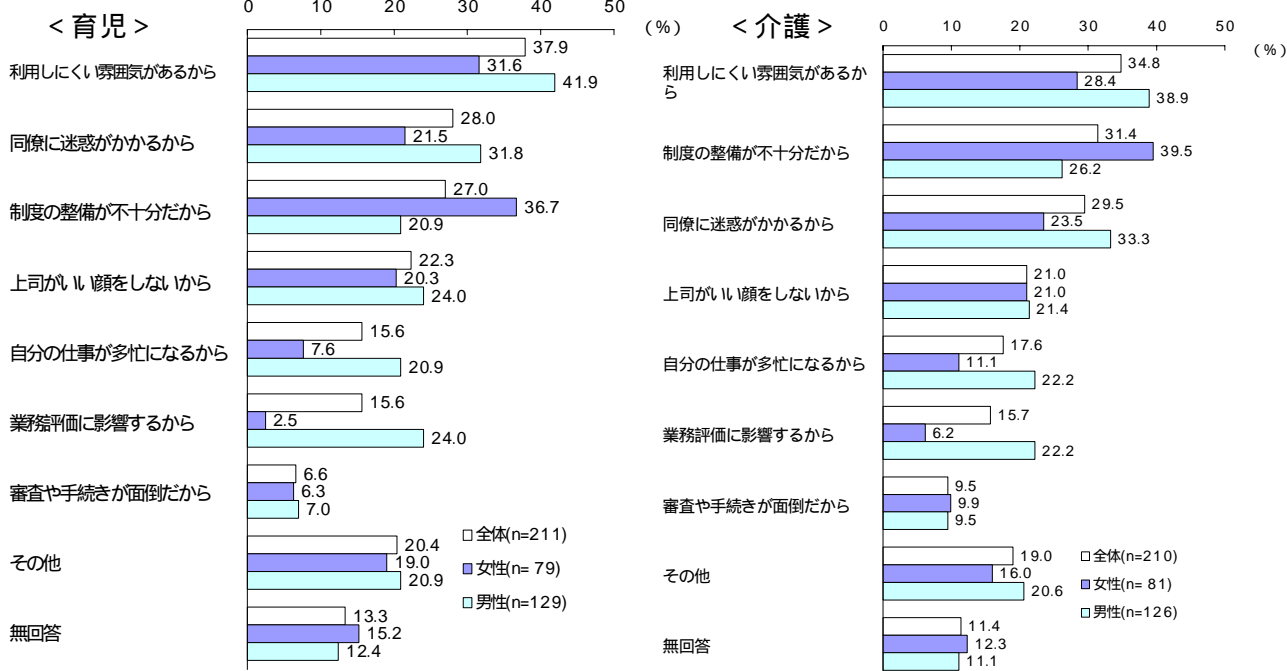
(出所：国勢調査・労働力調査)

育児・介護休業制度の利用経験



(出所：平成13年男女共同参画に関する意識調査)

育児・介護休業制を利用できない理由(利用したくても利用できない)



(出所：平成13年男女共同参画に関する意識調査)

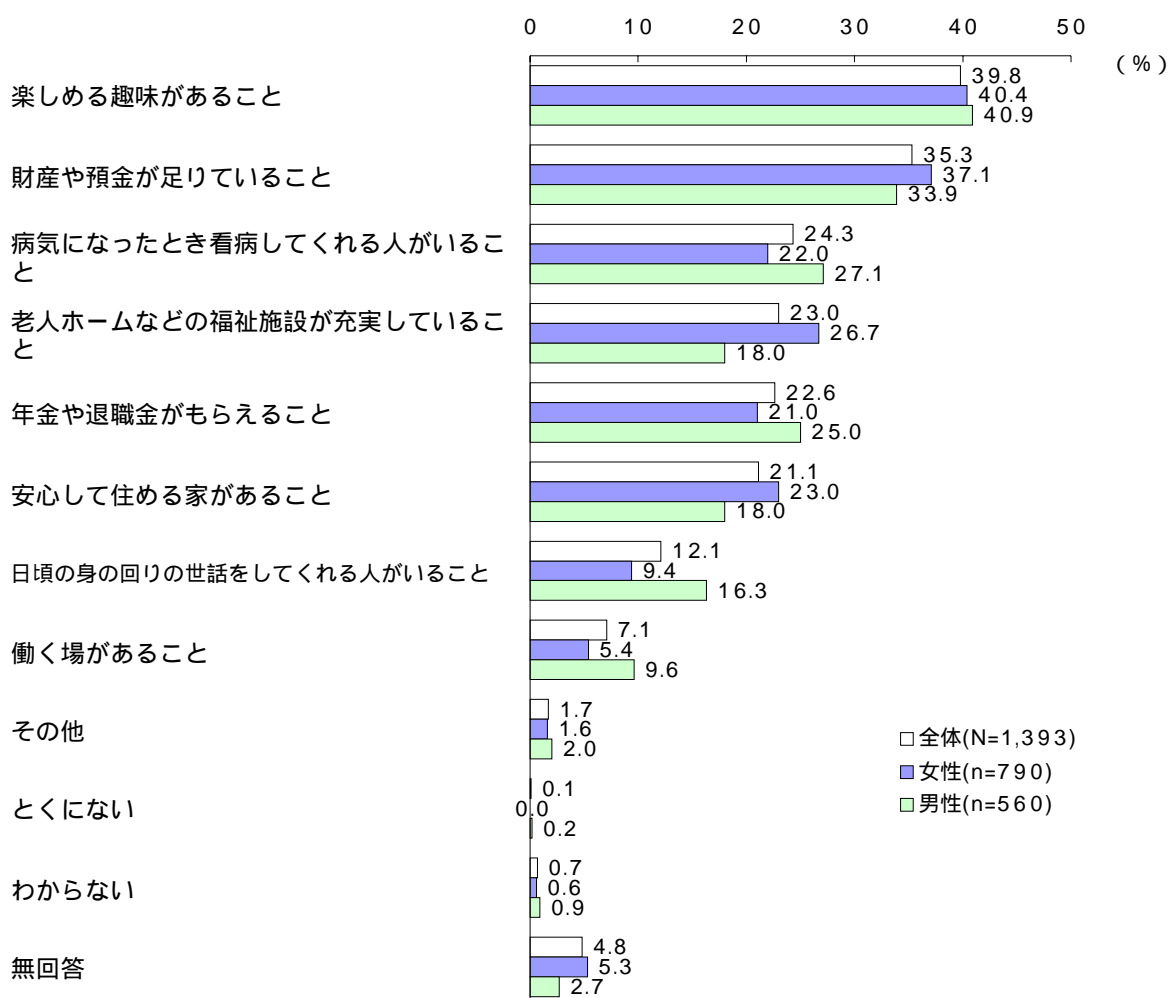
保育所の待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
入所児童数 (公・私立合計)	4,860	4,966	5,179	5,354
待機児童数	68	76	47	34

(出所：宇都宮市資料)

豊かな老後のために必要なこと



(出所：平成 13 年男女共同参画に関する意識調査)

施策の方向 9

家庭生活とその他の活動の両立支援に努める

第3条 家庭生活における活動と他の活動との両立

第17条 家庭での取組等

女性の場合は働き続けることを望みながらも、結婚や出産、子育て、介護等によって、仕事を中断せざるをえない状況が多くみられ、女性の年代別労働力率を示す「M字型曲線」の谷は依然として30歳代前半で低いものとなっています。男性も女性も家庭生活と職業等のその他の活動との両立ができるよう、男女共同参画の視点に立脚した、就労意識の啓発や、子育て・介護サービスの充実、家庭や地域における子育て・介護支援の充実を図ります。

取組むべき施策 1

就労意識の啓発

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
75	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配付し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配付。地区市民センター等に備付。	工業課
76	雇用促進のための啓発事業	仕事と家庭の両立を推進するとともに、女性が生き生きと働くことのできる環境を整備する。 「仕事と家庭の応援セミナー」講演会の開催	工業課

M字型曲線：M-shaped curve

30代前後を谷とし、20～24歳、45～49歳がふたつの山になる曲線をいう。結婚・出産で退職し、育児後再就職するいわゆる「中断再就職型」ライフスタイルをとる女性が多いと、M字型曲線ができる。

取組むべき施策 2

子育て・介護サービスの充実

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
77 重点	多様な保育サービスの提供	多様な保育ニーズに対応し、仕事と家庭の両立を支援するため、育児環境を整備する。 特別保育事業・延長保育・一時保育・障害児保育・休日保育・乳児保育・夜間保育 乳幼児健康支援デイサービス 私立幼稚園預かり保育	児童福祉課 教育企画課
78	障害児育成支援事業	養護学校に通う学齢期の心身障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇に一時預かりを行うことで、保護者の精神的・肉体的負担を軽減し、保護者の就労支援、学校、家庭以外に生活の場を提供する。併せて、障害児に対する社会適応訓練や集団活動を通じた健全育成を行う。	高齢障害福祉課
79	障害者（知的・身体）居宅生活支援事業	在宅の障害者への各種サービスの提供により、障害者の社会参加、機能の維持向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス：居宅において行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活を営む必要な援助を行う。 ショートステイサービス：介護者の疾病や介護疲れ、冠婚葬祭などで家庭での介護が困難になった時に、施設等への短期間入所により、障害者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。 デイサービス事業：在宅の障害者が創作的活動や機能訓練を通して、生きがいや仲間づくりを図るための作業型と入浴、介護、給食、送迎サービスを行う介護型の事業を実施する。 デイケア事業：一般住宅や学校の空き教室を改修したデイケア施設に、在宅の重度障害者が通所して身辺処理能力・社会適応力の向上のための訓練を行う。	高齢障害福祉課
80	難病患者等居宅生活支援事業の推進	在宅の難病患者への各種サービスの提供により、患者の福祉の向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス事業：難病患者等の家庭に対しホームヘルパーを派遣し身体介護、家事援助のサービスを提供する。 日常生活用具給付事業：難病患者等に対し日常生活用具を給付する。 ショートステイ事業：介護者が介護できない場合に、患者等を医療提供施設への短期的入所により、患者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。	保健予防課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
81	精神障害者の居宅生活支援事業の推進	在宅の精神障害者への各種サービスの提供により、患者の福祉の向上と家族介護の負担軽減を図る。 ホームヘルプサービス：精神障害者の家庭に対しホームヘルパーを派遣し身体介護、家事援助のサービスを提供する。 ショートステイ事業：介護者が介護できない場合に、患者等を医療提供施設への短期的入所により、患者の福祉の向上や介護者の負担軽減を図る。 グループホーム事業：精神障害者が少人数で共同生活を営み、家庭的な雰囲気の中で日常生活上の援助を行う。	保健予防課
82	高齢者ホームヘルプサービス事業	介護保険対象外の在宅高齢者で、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人に対しホームヘルパーを派遣する	高齢障害福祉課
83	はいかい高齢者等家族支援事業	はいかい高齢者等の探索サービス利用料に対する助成を行うことにより、はいかい高齢者等の早期発見及び安全の確保を支援し、介護者の精神的負担を軽減する。 はいかい高齢者等の探索サービス利用に対する助成	高齢障害福祉課
84	高齢者短期宿泊事業	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課
85	介護保険事業の着実な実施	社会で支える介護保険制度の着実な実施を図るとともに、在宅介護の負担を軽減するため、市独自に紙おむつの購入費用を支給する。 介護保険制度の普及・啓発事業 生活困窮者の保険料減額 低所得者のサービス利用料の減免 居宅サービス利用者への紙おむつ購入費用の支給 居宅サービス、施設サービスの充実 など	介護保険課
86	移動支援の推進	障害者、高齢者の移動手段を確保し、自立した生活を支援する。 障害者の移動手段への支援 障害者向けタクシーや低床バスの導入配備。タクシー料金の助成。 高齢者の外出支援	高齢障害福祉課

取組むべき施策 3

地域における子育て・介護支援

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
87 重点	地域における保健福祉サービス提供体制の整備	それぞれの地域の実情を把握し、身近な地域できめ細かな保健福祉サービスを提供するため、各地区に保健師の配置を行い、順次サービスを拡大する。	保健福祉総務課
88	在宅訪問事業の充実	訪問指導が必要な妊産婦、乳幼児、思春期の子とその保護者に対し、訪問による指導・助言を強化し、個別指導の充実に努める。	健康課
89 重点	ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を行う者と子育ての援助を受けたい者がお互いに会員になって、地域での子育てを援助する。	男女共同参画課
90	地域子育て支援事業	子育て中の親子の交流の場、子育ての相談・助言の場として地域子育て支援センター（子育てサロン）の整備を行なう。 地域子育て支援事業 にこにこひろばの開催	児童福祉課
91	子どもの家事業	地域における子どもの健全育成を支援するための拠点施設の整備を図る。 子育てサークル（乳幼児をもつ親の交流の場）の開催 放課後児童健全育成事業 地域児童の交流事業	児童福祉課
92	留守家庭児童会事業	留守家庭児童に対して、放課後、家庭に代わる場として遊び場、居場所を提供し、児童の健全育成を図る。 留守家庭児童会の開設	児童福祉課
93	子どものホームステイ体験事業	小学校4、5、6年生を対象とした同一地域内の他世帯へのホームステイ体験事業を通して、地域ぐるみで子どもを育てる意識を高める。	生涯学習課
94	子どもへの虐待防止の支援	児童虐待の未然防止、早期発見及び再発防止を図る。 児童虐待防止等ネットワーク会議の開催 児童虐待緊急受理会議の設置 ケース対策会議の設置	児童福祉課
95	在宅介護の支援	在宅の高齢者やその家族が在宅介護に関する相談やサービスを受けられるよう支援する。 地域型在宅介護支援センターの運営	高齢障害福祉課
96	在宅難病患者地域支援対策推進事業	在宅の難病患者に対し、最新医療情報の提供や療養相談生活上の相談、栄養相談リハビリ相談を実施し、患者やその家族の不安軽減を図る。 相談事業 訪問診療	保健予防課

第2章 施策の展開【基本目標】

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
97	保育，介護等の関係事業者への支援	市民が安心して保育・介護サービスを利用するため，保育・介護保健事業者等への研修の強化や相談及び情報提供を行い，事業者の質の向上を図る。	児童福祉課 介護保険課
98	社会福祉施設の整備	身近な地域で福祉サービスを利用できるように，社会福祉施設の整備を図る。 児童福祉施設の整備 障害者福祉施設の整備 老人福祉施設の整備	保健福祉総務課 児童福祉課

市民のみなさんは

子育て中のお母さん，お父さんは，地域の子育てサークルで交流してみましょう。

女性も男性も，一緒に子育てや介護を担っていきましょう

施策の方向 10

就業の分野における環境の整備を促進する

第18条 職場での取組等

就業の分野における女性の参画を進めるためには、働き続けることができる環境づくりや女性の能力発揮の機会拡大が必要です。このため、職業能力の開発や再雇用の支援を推進するとともに就業環境改善の意識の啓発に努めます。また、起業など多様な形で働くことを希望する女性を支援していきます。

取組むべき施策 1

職業能力開発の促進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
99	勤労者育成事業	中小企業の従業員に対して、職業能力の向上を図るために新入社員講習会やパソコン講座を開講する。	工業課
100	リフレッシュ教育の促進	女性に対して、一層の職業能力を高めるために高等教育機関の教育が受けられるよう、各大学等高等教育機関との連携・協力を進め、制度や事業について周知を図る。 大学等における社会人向け講座開催 制度や事業についての市民へ周知	生涯学習課
101	IT(情報通信技術)講習の実施	市民がIT革命の恩恵を等しく享受し、就労機会を拡充するため、IT講習会を実施する。	生涯学習課
102	商店街等IT化支援事業	パソコンを使ったインターネット利用、ホームページ開設、電子商取引のための研修会を実施する。	商業観光課
103	農村女性組織活動促進事業	農村女性の地位の向上と、豊かで住み良い農村社会の実現を図るため、研修会等による育成指導を行う。	農林振興課

取組むべき施策 2

再雇用支援の推進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
104	パートバンク支援事業	パートタイム雇用を促進するため、相談員を配置し、パートタイム雇用に関する総合的職業紹介を行う。 「宇都宮パートバンク」に相談員を配置 パート求人情報誌を工業課窓口にて配布する。	工業課
76 再掲	雇用促進のための啓発事業	仕事と家庭の両立を推進するとともに、女性が生き生きと働くことのできる環境を整備する。 「仕事と家庭の応援セミナー」講演会の開催	工業課
105	再雇用支援事業	再就職を支援するため、自己理解、職業理解対策、応募書類の書き方指導、面接対策、ビジネスマナー対策等のセミナーと合同面接会を開催する。	工業課

取組むべき施策 3

就業環境の改善意識の啓発

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
75 再掲 重点	勤労者向けガイドブックの発行・周知	働くために必要な法律、制度、各種情報を掲載した勤労者向けガイドブックを作成・配付し、広く周知する。 勤労者向けガイドブックを作成し、普及推進員が事業所を訪問配付。地区市民センター等に備付。	工業課
106	労働条件実態調査	勤労者の就労の実態や労働環境の実態を把握し、労務施策の参考とする。また、事業主等へ情報提供を行うことで事業主の意識啓発を図る。 労働条件実態調査の実施	工業課
107 重点	男女共同参画が進んでいる事業所の表彰等	働きつづけられる職場環境づくりを促すため、労働者の家庭的責任に配慮した事業者の表彰について他市の状況や効果について研究する。	男女共同参画課
99 再掲	勤労者育成事業	中小企業の従業員に対して、職業能力の向上を図るために新入社員講習会やパソコン講座を開講する。	工業課
108	労働相談事業	勤労者の生活の安定と健全な労使関係の確立を図る。 労働基準監督署、公共職業安定所、県労政事務所の職員による労働相談の実施 社会保険労務士による労働相談アドバイザー制度の実施	工業課

取組むべき施策 4

起業に対する支援

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
68 再掲	農村女性起業活動の促進	地域において、生産活動に従事している農村女性グループの起業化を促進する。 研修会の開催	農林振興課
69 再掲	創業者への支援	創業予定者に知識と資金の調達機会を提供する。 チャレンジセミナー（創業塾）…創業予定者に経営の知識を習得させる研修事業 チャレンジショップ…創業予定者に模擬出店の場所を提供する事業 創業資金の融資…創業予定者に制度融資資金を提供する事業	商業観光課
70 再掲	ベンチャー企業等創出・育成支援事業	起業家支援組織が実施する各種支援事業（起業家支援・S OHOなどの新しい働き方への支援）に対し、支援を行う	工業課

市民のみなさんは

自分の力で仕事をおこしてみませんか。

あなたの中の「働く」ための能力を磨いてみませんか

事業者のみなさんは

子育て中の社員が、就業と育児を両立できる職場環境づくりを進めましょう。

男女がともに育児・介護休業が活用しやすい企業体制をつくりましょう。

母子の健康と生育について、企業としての責任をもち出産までの健康管理、保育や相談など支援体制をつくりましょう。

施策の方向 11

高齢社会における生活環境の整備に努める

第3条 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

高齢期になっても、男女が対等なパートナーシップを築き、それぞれが生活者として自立し、生きがいを持ちながら暮らすことが重要です。このため、生活設計、住まい、などのさまざまな分野における相談や支援を充実するとともに、生活技術の実践や介護予防の充実を図りつつ、高齢者が生きがいをもって自立した生活を送るための支援をおこないます。

取組むべき施策 1

高齢期の生活基盤の整備

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
109	シルバーハウジングプロジェクト事業の推進	緊急時に対応・支援でき、高齢者が地域社会で安心して自立した生活を送れるように住宅を整備・供給する。 市営住宅の建替に併せて、高齢者対応仕様の住宅や緊急通報システム、ライフサポートアドバイザー設置の住宅を整備	住宅課
110	市住宅資金融資制度の利用促進	住宅の新築、購入、改善等を行う市民に対して、低金利で資金の融資を行う。高齢者・心身障害者同居、高齢者対応構造の場合には割増融資を行う。 住宅の新築、購入、改善等を行う市民を対象にした低金利の資金融資	住宅課
111	特定優良賃貸住宅(高齢者向け優良賃貸住宅)の供給促進	高齢者世帯層のための賃貸住宅の居住水準、住環境の向上・改善を図り、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと生活できるよう、民間賃貸住宅の土地所有者に対し建築費補助と家賃の減額補助を行う。	住宅課
112	公営住宅への入居に際して優先入居の実施	母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・身体障害者世帯への公営住宅への優先入居の実施	住宅課
82 再掲	高齢者ホームヘルプサービス事業	介護保険対象外の在宅高齢者で、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人に対しホームヘルパーを派遣する	高齢障害福祉課
84 再掲	高齢者短期宿泊事業	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りをうけることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担の軽減を図る。	高齢障害福祉課

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
85 再掲	介護保険事業の着実な実施	社会で支える介護保険制度の着実な実施を図るとともに、在宅介護の負担を軽減するため、市独自に紙おむつの購入費用を支給する。 介護保険制度の普及・啓発事業 生活困窮者の保険料減額 低所得者のサービス利用料の減免 居宅サービス利用者への紙おむつ購入費用の支給 居宅サービス、施設サービスの充実 など	介護保険課
95 再掲	在宅介護の支援	在宅の高齢者やその家族が在宅介護に関する相談やサービスを受けられるよう支援する。 地域型在宅介護支援センターの運営	高齢障害福祉課
113	高齢者の権利擁護の促進	成年後見人制度や社会福祉協議会による権利擁護制度「権利擁護センターあすてらすつつのみや」の周知を図り、その利用を促し、自己決定能力の低下した高齢者等の財産管理や権利侵害などの生活上の不安に対応する。	高齢障害福祉課

取り組むべき施策 2

高齢期の生きがい対策の充実

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
114 重点	生きがい対応型デイサービス事業	介護保険対象外の高齢者が、施設への通所により、趣味の活動や創作活動などのサービスを受けることで、住みなれた地域において生きがいをもち自立した生活が継続できるよう支援する。 通所介護施設での給食、入浴、送迎、健康チェック、日常動作訓練等のサービス提供 生きがい専用施設での給食、送迎、趣味活動、創作活動、機能訓練等のサービス提供	高齢障害福祉課
86 再掲 重点	移動支援の推進	障害者、高齢者の移動手段を確保し、自立した生活を支援する。 障害者の移動手段への支援 障害者向けタクシーや低床バスの導入配備。タクシー料金の助成。 高齢者の外出支援	高齢障害福祉課
115	シルバー人材センターの拡充・強化	高齢者の社会参加の促進、能力活用を目的とするシルバー人材センターの活用を図る。 シルバー人材センターの運営費の一部を補助	高齢障害福祉課
5 再掲	成人を対象とした講座の開催	講話、実技、話し合い、見学等により、男女共同参画の意識の高揚を図る。また、男性を対象とした講座を開催する 各種教養講座 男性向け講座の実施	生涯学習課 男女共同参画課

取組むべき施策 **3**

介護予防の促進

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
116	訪問指導事業の推進	保健師・栄養士・看護師等が訪問し、保健指導を行うことで、介護を予防する。 寝たきり、寝かせきり予防、閉じこもり予防、痴呆への理解や問題行動への対処に関する助言、医療受診支援 介護者支援 各関係機関、関係者との調整	高齢障害福祉課
84 再掲	高齢者短期宿泊事業	介護保険対象外の在宅高齢者が、生活習慣の適切な指導を受けるためや体調の調整を図るため、また一時的に家族等の見守りを受けることが困難となった場合に養護老人ホーム、特別養護老人ホームへ短期間入所することにより、高齢者の福祉の向上や家族等の負担軽減を図る。	高齢障害福祉課

市民のみなさんは

高齢になっても自立して暮せるよう、健康づくりや家事の習得、生きがいづくりに取り組んでみませんか？

施策の方向 12

ひとり親家庭，障害のある人が安心して暮らせる環境の整備に努める

第3条 性別役割分担意識を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女共同参画社会とは、男女がどのような状況においても互いの人格を尊重し、多様な生き方を認め合う社会です。このため離婚の増加等により増えているひとり親家庭や、障害のある人が安心して暮らすことができるよう、生活支援や情報提供、交流支援などを行います。また、障害が社会参画の機会や自立の妨げとならないよう、ノーマライゼーションの啓発に努めます。

取組むべき施策 1

ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の充実

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
117	ひとり親等の経済的支援	ひとり親家庭の生活の安定のため、経済的な支援を行う。 遺児手当 母子家庭等援護費 児童扶養手当 母子福祉資金等貸付 ひとり親家庭医療費助成 児童福祉手当 母子家庭等児童入学祝金 母子父子家庭及び寡婦招待事業	児童福祉課
118 重点	母子父子家庭及び寡婦の就労支援	母子父子家庭及び寡婦に対し、自立支援及び日常生活の援助を行う。 ホームヘルパー養成講習会 特別相談事業 介護人派遣事業 生活講座 IT講習会	児童福祉課
112 再掲	公営住宅への入居に際して優先入居の実施	母子世帯・父子世帯・高齢者世帯・身体障害者世帯への公営住宅への優先入居の実施	住宅課

取組むべき施策 2

障害のある人の生活の安定と福祉の充実

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
119 重点	障害者の自立支援	障害者の就労の場の創出や拡大に努め、関係機関等と連携しながら、障害者の雇用と就労の促進を図る。 （仮）障害者人材センターの設立 身体・知的障害者授産施設の充実 心身障害者福祉作業所の充実 精神障害者小規模共同作業所の充実	
120	グループホーム事業の推進	知的障害者グループホームでの生活を望む知的障害者に対し、日常生活における援助等を行うことにより、知的障害者の自立生活を助長する。 グループホームの提供	高齢障害福祉課
121	障害児育成支援事業	養護学校に通う学齢期の心身障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇に一時預かりを行うことで、保護者の精神的・肉体的負担を軽減し、保護者の就労支援、学校、家庭以外に生活の場を提供する。併せて、障害児に対する社会適応訓練や集団活動を通じた健全育成を行う。	高齢障害福祉課
122	精神障害者自助グループづくり支援	精神障害者とその家族が自ら自立のための問題解決を行うための自助グループに対し、支援を行う。 会場の提供 研修会の開催	保健予防課
123	身体障害者専用市営住宅の整備	民間借家では、身体障害者が居住できる住宅の供給が少ないため、障害を持つ男女が社会に参画し、安心して生き生きと暮らせるように、身体障害者で低所得者のために身体障害者対応型の市営住宅を提供する。 身体障害者用住宅の供給	住宅課
124	ノーマライゼーションの啓発	障害を持つ男女の社会参画の機会の拡大や自立の妨げとならないよう、障害や障害者に対する偏見を除去する。 盲導犬ふれあい教室の開催 街頭での広報・啓発活動の実施	高齢障害福祉課

施策の方向 13

市民団体と連携し活動の支援に努める

第11条 活動の支援

男女共同参画の推進にあたっては、市民と事業者、市との協働が何よりも重要です。このため男女共同参画社会の実現を目指して行動している市民や市民団体などの活動を支援していきます。また、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努めます。

取り組むべき施策 1

あらゆる市民組織との連携

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
125	男女共同参画を推進する市民や団体の活動支援	男女共同参画の推進のため、市民を対象に自主的に活動をするグループなどの企画に対して、情報・場の提供や周知のための協力とその成果の活用などの支援を行う。 市民団体への活動支援 市民が企画し、開催する講座への支援	男女共同参画課
126	市民活動団体等への男女共同参画の助言・指導	自治会などの市民団体への情報提供などにより、地域社会における男女共同参画推進に努める。 団体の運営における意思決定過程への女性の参画を推進できるよう助言・指導を行う。 自らが男女共同参画についての啓発活動を積極的に展開できるよう助言・指導を行う。	男女共同参画課
73 再掲 重点	宇都宮市地域推進員の活動促進	地域における男女共同参画の啓発やイベント等の企画・運営に地域推進員の活用を図る。 (仮称)宇都宮市地域推進員制度の実施	男女共同参画課

取組むべき施策 2

活動拠点の整備・充実

事業番号	具体的施策	具体的内容	担当課
127	情報の収集・提供機能の充実	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者又は民間団体による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、男女共同参画推進センターの拠点機能の充実に努める。 学習・研修機能 相談機能機能 情報収集・提供機能 交流・市民活動支援機能	男女共同参画課
128	地区市民センター・生涯学習センター等施設の整備と活用促進	住民に身近な男女共同参画の拠点としての地区市民センター等の整備と施設の活用促進に努める。 住民参加の話し合いによるセンターの整備 広報紙、パンフレット、地域団体の会報等による広報講座の開催と広報 生涯学習指導員による学習相談、情報提供	自治振興課 地域サービス課 生涯学習課

市民のみなさんは

積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう。

事業者のみなさんは

地域を構成するメンバーとして、地域・社会活動を理解し、貢献できる企業をめざしましょう

教育関係者のみなさんは

積極的に男女共同参画を推進する事業に参画しましょう。

第3章 計画の推進体制

第3章 計画の推進体制

推進体制 1

推進体制の整備

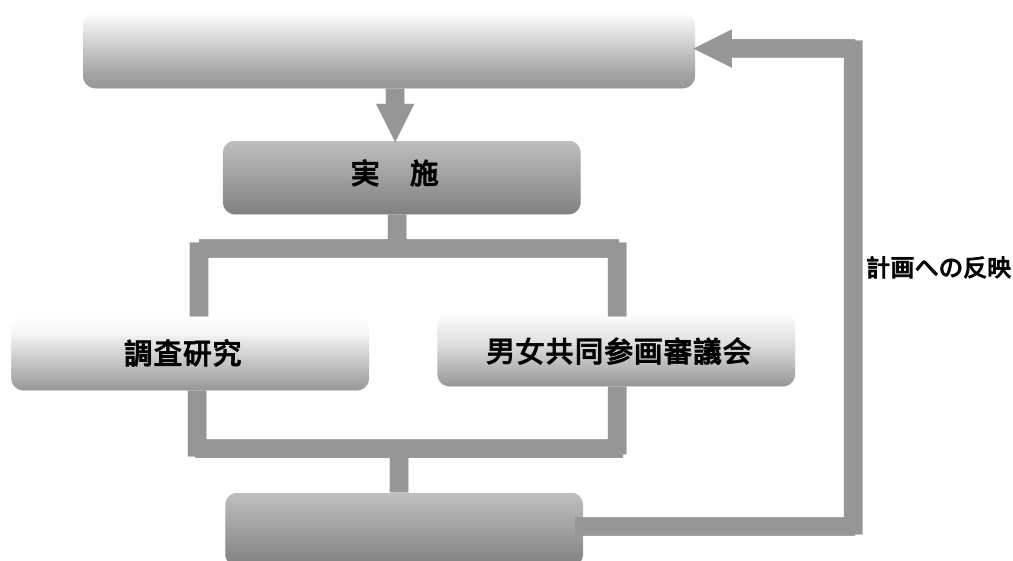
事業番号	具体的施策	具体的内容
138	庁内推進体制の充実	行動計画の策定,その他の男女共同参画に関する施策等について検討するため,庁内に男女共同参画推進委員会を設置する。 男女共同参画の施策に対する意見の申出等への対応を図る。
139 新	宇都宮市男女共同参画審議会の設置	条例に基づき設置される審議会であり,行動計画の策定又は変更,男女共同参画に関する施策に対する意見の申出等への意見を述べる。

推進体制 2

計画の進行管理

事業番号	具体的施策	具体的内容
140 新	調査研究	定期的な意識調査や必要な各種調査を実施し,施策の進捗状況を点検するとともに,結果を反映するための検討を行う。
141 新	情報公開の推進	計画の進捗状況や男女共同参画審議会などの情報公開を進める。

計画の進行管理



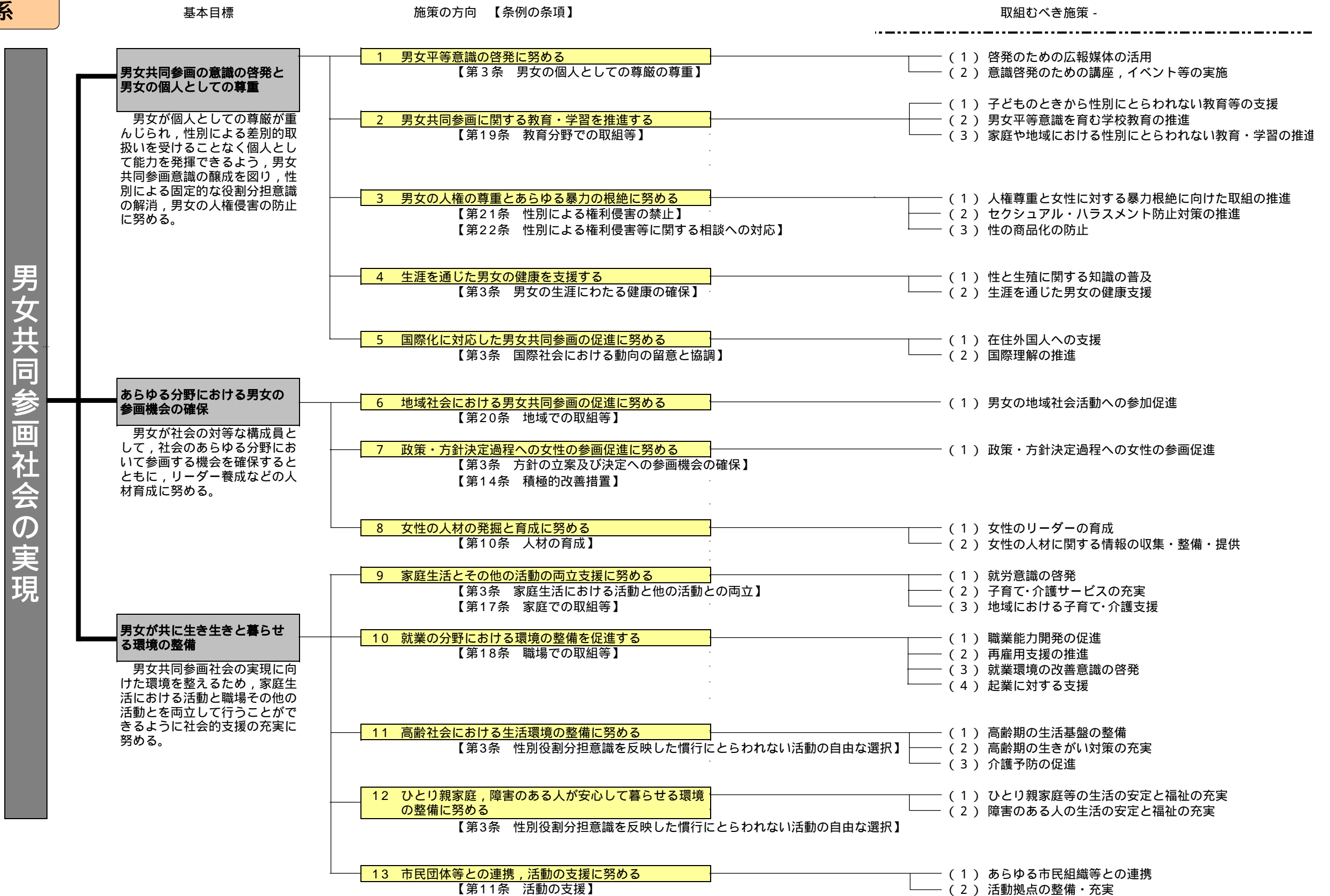
第3章 計画の推進体制

計画の体系

基本姿勢

市民・事業者・教育関係者と協力連携し男女共同参画を推進する

体系



推進体制

男女共同参画を推進する体制の整備・充実

総合的な推進体制を充実する

今後のスケジュール

1. 今後のスケジュール

15.11.下旬～ 15.12.中旬	パブリック・コメントの実施	
15.12.下旬～ 16.1.下旬	男女共同参画推進委員会 第4回 審議会	} パブリックコメントの意見 集約と対応について
16.2.上旬	審議会から提言	
16.2.下旬	新行動計画策定	